

政治資金監査報告書

○ 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）（抄）

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第 19 条の 13 （略）

2 （略）

3 登録政治資金監査人は、第 1 項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

5 及び 6 （略）

○ 政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）（抄）

（監査報告書の記載事項）

第 21 条 法第 19 条第 2 項の規定により作成する監査報告書には、前条第 1 項各号に掲げる事項についての監査結果及び第 19 条の規定に違反する事実の有無を簡潔明瞭に記載し、かつ、当該監査報告書を作成した公認会計士又は当該監査報告書を作成した監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。